



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)

号外第192号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例(70)(県民室).....	4
	鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例(71)(＃).....	6
	鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(72)(管財課).....	12
	任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(73)(職員課).....	14
	鳥取県税条例の一部を改正する条例(74)(税務課).....	23

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

1 書類の提出者への教示等に関する事項(第39条関係)

(1) 知事等又は提出先機関は、当該知事等又は提出先機関への書類の提出者に対し、提出された書類は、鳥取県情報公開条例の規定により開示の請求の対象となることを教示するものとする。ただし、書類が郵送その他の持参によらない方法により提出された場合であって教示に別途費用を要するときは、この限りでないこととした。

(2) 知事又は提出先機関は、(1)のただし書に該当する場合であっても、提出された書類の補正を命ずるときその他の提出者に対する連絡を行うときは、当該提出者に対し(1)の本文の内容を教示するよう努めるものとする。こととした。

(3) 知事等又は提出先機関は、提出を求める書類は事務に必要な最小限の範囲とするよう留意するとともに、提出者の求めに応じ、当該書類の提出を求める理由を示すものとする。また、提出者は、当該書類を提出する必要がないと思料するときは、知事等又は提出先機関に対し、その旨を申し出ることができることとした。

(4) 知事等又は提出先機関は、(3)の申出を受けたときは、当該申出の内容を検討の上、検討結果を申出者に回答するとともに、必要に応じ、適切な措置を講ずるものとする。こととした。

2 法律等に基づく処分等に関する措置に関する事項(第42条関係)

知事等は、法律等に基づく処分等について、1に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。こととした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 適正管理(第9条関係)

(1) 実施機関は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずる義務(現行 努力義務)があることとした。

(2) 実施機関は、管理する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに消去(当該個人情報を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを廃棄する場合を含む。)(現行 廃棄又は消去)しなければならないこととした。

2 利用停止（第1条、第24条の3～第26条関係）

(1) 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に次のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、それぞれに定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができることとした。

ア 条例に違反して収集し、利用し、又は消去されていないとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
イ 条例に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(2) 実施機関は、利用停止の請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をしなければならないこととした。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでないこととした。

(3) 実施機関は、利用停止の請求書が提出されたときは、当該利用停止の請求書が提出された日から起算して30日以内に、利用停止の請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定をしなければならないこととした。

(4) 実施機関は、個人情報を利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求に係る個人情報を利用停止しなければならないこととした。

3 公文書の存否に関する情報（第18条の2関係）

開示請求に対し、個人情報の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなるときに、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることとした。

4 事案の移送（第18条の3、第24条の2関係）

開示及び訂正の請求に対し、正当な理由があるときは、他の実施機関に対し、協議の上、事案を移送することができることとする事とした。

5 個人情報の開示等の請求に係る適用除外（第38条関係）

司法警察職員等が行う処分等に係る個人情報について、実施機関が取り扱う個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に関する規定の適用を除外する規定を設けることとした。

6 罰則（第41条～第46条関係）

(1) 実施機関の職員若しくは職員であった者又は個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書等であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした。

(2) (1)の者が、その業務に関して知り得た公文書等に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。

(3) 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。

(4) 鳥取県個人情報保護審議会の委員及び委員であった者で条例の規定に違反して秘密を漏らしたものは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。

(5) (1)から(4)までは、県の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用することとした。

(6) 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処することとした。

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日等

(1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

(2) 鳥取県情報公開条例について所要の規定の整備を行うこととした。

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

- 1 職員に行政財産である土地等を通勤等のため駐車場として使用させる場合の使用料の額を使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の土地の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額とすることとした。
(別表関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 任期を定めた職員の採用の要件の拡大(新第3条関係)
 - (1) 任命権者は、職員を次のいずれかの業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができることとした。
 - ア 一定の期間内に限り終了することが見込まれる業務
 - イ 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
 - (2) 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を(1)のア又はイのいずれかの業務に係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができることとした。
- 2 短時間勤務職員の任期を定めた採用(新第4条関係)
 - (1) 任命権者は、短時間勤務職員を1の(1)のア又はイのいずれかの業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。
 - (2) 任命権者は、(1)によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは業務が繁忙な期間における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運用を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。
 - (3) 任命権者は、(1)及び(2)によるほか、職員が修学部分休業、介護休暇等の承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するために適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。
- 3 任期の特例(新第5条関係)
 - 1又は2により採用される職員の任期の上限を3年を超えて5年までとすることができる場合は、1の(1)の業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定期間延長された場合その他やむを得ない事情により1又は2により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で1又は2により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とすることとした。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 次の条例について、所要の規定の整備を行うこととした。
 - ア 職員の給与に関する条例
 - イ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - ウ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - エ 雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職

員の定数等の特例に関する条例

- オ 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- カ 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- キ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例

- 1 産業廃棄物処分場税に関する事項（目次、第3条、第5条、第9条、第14条、第18条の2、第212条～第232条、附則関係）
産業廃棄物処分場税に関する事項を規定することとした。
- 2 自動車税に関する事項（第141条関係）
自動車税の納期の始期を5月1日（現行 5月20日）とすることとした。
- 3 その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - （1）この条例は、公布の日から施行することとした。
 - （2）鳥取県産業廃棄物処分場税条例を廃止することとした。
 - （3）（2）に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

 条 例

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第70号

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第5章 略 第6章 補則（第37条 - 第43条） （書類の提出者への教示等）	目次 第1章～第5章 略 第6章 補則（第37条 - 第42条）

第39条 知事等又は提出先機関は、当該知事又は提出先機関に書類の提出をしようとする者又は提出をした者（以下「提出者」という。）に対し、提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書として同条例による開示の請求の対象となることを教示するものとする。ただし、書類が郵送その他の持参によらない方法により提出された場合であって教示をするために別に費用を要するときは、この限りでない。

2 知事又は提出先機関は、前項ただし書に該当する場合であっても、提出された書類の補正を命ずるときその他の提出者に対する連絡を行うときは、当該提出者に対し同項本文に定める内容を教示するよう努めるものとする。

3 知事等又は提出先機関は、提出を求める書類は事務に必要な最小限の範囲のものとするに留意するとともに、提出者の求めに応じ、当該書類の提出を求める理由を示すものとする。この場合において、提出者は、当該書類を提出する必要性がないと料するとき、知事等又は提出先機関に対し、その旨を申し出ることができる。

4 知事等又は提出先機関は、前項後段の規定による申出を受けたときは、当該申出の内容を検討の上、当該検討の結果を当該申出をした者に対し回答するとともに、必要に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

（条例の教示）

第40条 略

（補助金等へのこの条例の適用）

第41条 略

（法律等に基づく処分等に関する措置）

第42条 知事等、法令により当該知事等と異なる県の機関が法第2条第3号に規定する申請の提出先とされている場合における当該機関、同号に規定する許認可等に携わる者又は法第17条第1項に規定する主宰者は、法第2条第2号に規定する処分又は同条第7号に規定する届出のうち第2条第4号に規定する処分又は同条第8号に規定する届出に該当するもの以外のもの（法その他の法律又は法律に基づく命令の規定により法の規定の全部又は一部が適用されないこととされたものを除く。）について、第6条の2、第9条第3項、第39条又は第40条に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第43条 略

（条例の教示）

第39条 略

（補助金等へのこの条例の適用）

第40条 略

（法律等に基づく処分等に関する措置）

第41条 知事等、法令により当該知事等と異なる県の機関が法第2条第3号に規定する申請の提出先とされている場合における当該機関、同号に規定する許認可等に携わる者又は法第17条第1項に規定する主宰者は、法第2条第2号に規定する処分又は同条第7号に規定する届出のうち第2条第4号に規定する処分又は同条第8号に規定する届出に該当するもの以外のもの（法その他の法律又は法律に基づく命令の規定により法の規定の全部又は一部が適用されないこととされたものを除く。）について、第6条の2、第9条第3項又は第39条に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第42条 略

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第71号

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下本則において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示並びに追加条項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 略 第2節 <u>開示、訂正及び利用停止の請求</u> （第12条 - 第26条） 第3節 略 第3章～第5章 略 第6章 <u>罰則</u> （第41条 - 第46条） 附則 （目的） 第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の <u>開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止</u> を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。 （適正管理）	目次 第1章 略 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 略 第2節 <u>開示及び訂正の請求</u> （第12条 - 第26条） 第3節 略 第3章～第5章 略 附則 （目的） 第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の <u>開示及び訂正</u> を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。 （適正管理）

第9条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 略

3 実施機関は、管理する必要がなくなった個人情報を確實かつ速やかに消去（当該個人情報を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを廃棄する場合を含む。）しなければならない。

第2節 開示、訂正及び利用停止の請求

（開示義務）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

（1）略

（2）開示することにより、開示請求者（第12条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（3）開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、その職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報として規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

（4）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。）に関する情報又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

（5）略

（6）開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（7）略

第9条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 略

3 実施機関は、管理する必要がなくなった個人情報を確實かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

第2節 開示及び訂正の請求

（開示義務）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

（1）略

（2）本人以外の者の個人情報（個人が営む事業に関する情報を除く。）であつて、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあるもの

（3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。）に関する情報又は本人以外の個人が営む事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

（4）略

（5）開示することにより、人の生命、身体、財産、地位又は生活の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報

（6）略

(8) 略

(公文書の存否に関する情報)

第18条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等に関する事案の移送)

第18条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において第14条第1項の決定（以下「開示決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(訂正決定等に関する事案の移送)

第24条の2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第18条の3第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において第23条第1項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(7) 略

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき又は第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 前項の請求(以下「利用停止請求」という。)は、本人が請求することができないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によってすることができる。

(利用停止請求の方法)

第24条の4 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の内容及び理由
- (4) 代理人によって利用停止請求をする場合は、その理由
- (5) その他規則で定める事項

2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に、自己が当該利用停止請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 第13条第3項及び第4項の規定は、利用停止請求書に形式上の不備があると認める場合について準用する。

(利用停止の義務)

第24条の5 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第24条の6 実施機関は、第24条の4第1項の利用停止請

求書が提出されたときは、当該利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定をしなければならない。この場合においては、第14条第1項ただし書の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用停止請求書を提出した者（以下「利用停止請求者」という。）に対して、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求者に対して、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、個人情報を利用停止しない旨の決定をしたときは、当該決定の理由を付記しなければならない。

4 実施機関は、個人情報を利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求に係る個人情報を利用停止しなければならない。

（不服申立てがあった場合の手続）

第25条 実施機関は、第14条第1項、第23条第1項又は前条第1項の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

（1）及び（2）略

2 略

（他の制度との調整）

第26条 他の法令（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）を除く。）に個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求の規定があるときは、当該他の法令の定めるところによる。

2 法令の規定により開示を受けた個人情報について当該法令に訂正若しくは利用停止の請求の規定のない場合又は法令の規定により個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に本人に交付されている場合には、これらの個人情報を第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第21条第1項又は第24条の3第1項の規定を適用する。

（鳥取県個人情報保護審議会）

第37条 略

2～6 略

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

求書が提出されたときは、当該利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る個人情報を利用停止するかどうかの決定をしなければならない。この場合においては、第14条第1項ただし書の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用停止請求書を提出した者（以下「利用停止請求者」という。）に対して、延長する理由及び期間を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求者に対して、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、個人情報を利用停止しない旨の決定をしたときは、当該決定の理由を付記しなければならない。

4 実施機関は、個人情報を利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求に係る個人情報を利用停止しなければならない。

（不服申立てがあった場合の手続）

第25条 実施機関は、第14条第1項又は第23条第1項の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

（1）及び（2）略

2 略

（他の制度との調整）

第26条 他の法令（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）を除く。）に個人情報の開示又は訂正の請求の規定があるときは、当該他の法令の定めるところによる。

2 法令の規定により開示を受けた個人情報について当該法令に訂正の請求の規定のない場合又は法令の規定により個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に本人に交付されている場合には、これらの個人情報を第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第21条第1項の規定を適用する。

（鳥取県個人情報保護審議会）

第37条 略

2～6 略

7 委員又は委員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用し

8 略

(適用除外)

第38条 略

2 第2章第2節の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)
- (2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報
- (3) 漁業法(昭和24年法律第267号)第50条に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報

第6章 罰則

(罰則)

第41条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条の規定に基づき個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書等であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第42条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書等に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第44条 第37条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 第41条から前条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

てはならない。

8 略

(適用除外)

第38条 略

第46条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

2 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(罰則) 第43条 第24条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第43条 第24条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに交付する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第72号

鳥取県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 土地				1 土地			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
略				略			
水道事業、 ガス事業 等のため 使用させ る場合	略			水道事業、 ガス事業 等のため 使用させ る場合	略		
	その他 のもの	使用面積 1平方メ ートルに つき1年	基準額		その他 のもの	使用面積 1平方メ ートルに つき1年	基準額

通勤等のため駐車場として使用させる場合	使用面積 1平方メートルにつき1年	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の土地の賃料等を勘案して知事が別に定める額
略		

2 建物

区分		使用料	
		単位	金額
会議室として使用させる場合	略		
	県庁舎講堂以外の会議室	非木造 使用面積 1平方メートルにつき1時間	10円 5円
通勤等のため駐車場として使用させる場合		使用面積 1平方メートルにつき1年	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の建物の賃料等を勘案して知事が別に定める額
その他の場合	略		

3 略

備考

1及び2 略

3 土地に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。

(1) 略

(2) (1)以外の場合にあつては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。

4 略

5 建物のうち使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が1年未満であるとき若しくはその期間に1年未満の端数があるとき又は使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによるものとする。

6～8 略

略			

2 建物

区分		使用料	
		単位	金額
会議室	略		
	県庁舎講堂以外の会議室	非木造 使用面積 1平方メートルにつき1時間	10円 5円
通勤等のため駐車場として使用させる場合		使用面積 1平方メートルにつき1年	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の建物の賃料等を勘案して知事が別に定める額
その他の場合	略		

3 略

備考

1及び2 略

3 土地に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。

(1) 略

(2) その他の場合にあつては、日割りをもって計算する。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。

4 略

5 建物のうち使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによるものとする。

6～8 略

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第73号

任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下本則において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下本則において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下本則において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、<u>第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項</u>並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（<u>法第2条第1項本文に規定する職員をいう。</u>以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>職員の任期を定めた採用</u>）</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 <u>任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。</u></p> <p>（1）<u>一定の期間内に限り終了することが見込まれる業務</u></p> <p>（2）<u>一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに<u>第5条第1項並びに</u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（<u>法第2条第1項に規定する職員をいう。</u>以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>任期を定めた採用</u>）</p> <p>第2条 略</p>

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、法第2条第2項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは業務が繁忙な期間における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運用を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するために適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第18条の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、法第7条第1項及び第2項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同

(任期の更新)

第3条 任命権者は、法第5条第1項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なけ

<p>意を得なければならない。</p> <p>(給与に関する特例) 第7条 略</p> <p>(給与条例の適用除外等) 第8条 略</p> <p>(人事委員会規則への委任) 第9条 略</p>	<p>ればならない。</p> <p>(給与に関する特例) 第4条 略</p> <p>(給与条例の適用除外等) 第5条 略</p> <p>(人事委員会規則への委任) 第6条 略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第3条若しくは第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第9項までにおいて同じ。)が現に受けている号給を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第3項又は第4項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。</p> <p>7～11 略</p> <p>第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。)第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「<u>県費負担教職員勤務時間条例</u>」という。)第2条第2項若しくは</p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 職員が現に受けている号給を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第3項又は第4項の規定により号給が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事委員会規則の定めるところにより、当該期間を短縮することができる。</p> <p>7～11 略</p> <p>第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「<u>勤務時間条例</u>」という。)第2条第2項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「<u>県費負担教職員勤務時間条例</u>」という。)第2条第2項の規定によ</p>

第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ソ 略

(3) 略

3～7 略

(産業教育手当)

第11条の3 産業教育手当は、農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く高等学校の教頭、教諭、助教諭又は講師(常勤の者及び短時間勤務職員に限る。)で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)附則第2項から第4項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。)が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合に支給する。

2及び3 略

(定時制通信教育手当)

第11条の6 高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。)及び教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤の者及び短時間勤務職員に限る。)及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。以下同じ。)には、その者の給料月額に100分の10(管理職手当の支給を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の8を超えない範囲にお

り定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第10条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ソ 略

(3) 略

3～7 略

(産業教育手当)

第11条の3 産業教育手当は、農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く高等学校の教頭、教諭、助教諭又は講師(常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。)で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)附則第2項から第4項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。)が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合に支給する。

2及び3 略

(定時制通信教育手当)

第11条の6 高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。)及び教員(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。)及び人事委員会規則で定める実習助手に限る。以下同じ。)には、その者の給料月額に100分の10(管理職手当の支給を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の8を超えない範囲

いて人事委員会規則でそれぞれ定める割合)を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第13条 略

2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額、初任給調整手当の月額、産業教育手当の月額、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)の月額、定時制通信教育手当の月額、農林漁業改良普及手当の月額及び特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

(再任用職員等についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第10条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の8、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員及び任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

内において人事委員会規則でそれぞれ定める割合)を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第13条 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額とする。

2 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する調整手当の月額、初任給調整手当の月額、産業教育手当の月額、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)の月額、定時制通信教育手当の月額、農林漁業改良普及手当の月額及び特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの(再任用短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

(再任用職員についての適用除外)

第16条の11 第7条の3から第9条まで、第9条の3から第9条の5まで、第10条の2、第11条の4、第11条の5、第11条の8、第11条の9及び第16条の9の規定は、再任用職員には、適用しない。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第17条 第4条、第4条の3、第4条の4、第4条の6、 第5条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第28条 の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項 若しくは第2項の規定により採用された職員及び任期 付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第 67号)第4条の規定により任期を定めて採用された職 員には、適用しない。</p>	<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第17条 第4条、第4条の3、第4条の4、第4条の6、 第5条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第28条 の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項 若しくは第2項の規定により採用された職員には、適 用しない。</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この項において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この項において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この項において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項又は同法第28条の6 第2項の規定により採用された職員(以下「再任用短 時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定 にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期 間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内 で任命権者が定める。</p> <p>3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する 法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用 された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間 を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤 務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」 という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、 休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間 当たり16時間から32時間までの範囲内で任命権者が定 める。</p> <p>3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必</p>

要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(短時間勤務職員にあっては、8日以上。以下この項において同じ。)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり40時間(再任用短時間勤務職員にあっては第2条第2項の規定により定める時間とし、任期付短時間勤務職員にあっては同条第3項の規定により定める時間とする。)とすることができる。

2及び3 略

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)

要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(船員の勤務時間等の特例)

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり40時間(再任用短時間勤務職員にあっては、第2条第2項の規定により定める時間)とすることができる。

2及び3 略

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)

<p>(2)及び(3) 略 2及び3 略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第20条 非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>(2)及び(3) 略 2及び3 略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第20条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例の一部改正)

5 雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の給与の額の特例)</p> <p>第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員(職員給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。)の給料月額は、職員給与条例第3条第1項、第4条第5項及び第11項並びに第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(次項において「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>(1)~(3) 略 2~7 略</p>	<p>(職員の給与の額の特例)</p> <p>第7条 特例期間における職員給与条例第3条第1項各号に掲げる給料表のいずれかの適用を受ける職員(職員給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。)の給料月額は、職員給与条例第3条第1項、第4条第5項及び第11項並びに第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(次項において「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>(1)~(3) 略 2~7 略</p>

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた項(以下この項において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(任期付職員についての適用除外)</p> <p>第18条の4 略</p> <p><u>2 第4条から第5条まで、第6条の2、第7条の2及び第16条の規定は、任期付職員の採用等に関する条例</u></p>	<p>(特定任期付職員についての適用除外)</p> <p>第18条の4 略</p>

第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

7 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた項(以下この項において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(任期付職員についての適用除外)</p> <p>第25条の2 略</p> <p><u>2 第6条から第9条まで、第11条及び第21条の規定は、任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(特定任期付職員についての適用除外)</p> <p>第25条の2 略</p>

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

8 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この項において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この項において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この項において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>4 教育委員会は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。</p>

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、教育委員会は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 市町村又は法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会(以下「市町村教育委員会」という。)は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 市町村教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日
(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、教育委員会は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 市町村又は法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会(以下「市町村教育委員会」という。)は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 市町村教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日
(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)

(2)及び(3) 略

2及び3 略

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第74号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項及び号の細目（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 狩猟税（第207条 - <u>第211条</u>）</p> <p>第4節 <u>産業廃棄物処分場税（第212条 - 第232条）</u></p> <p>第4章 雑則（第233条）</p> <p>附則</p> <p>（県税として課する税目）</p> <p>第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）目的税</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>産業廃棄物処分場税</u></p> <p>（課税地）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を管轄する県税事務所において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">税目</th> <th>課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>狩猟税</td> <td>狩猟者の登録を受ける機関の所在地</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物処分場税</td> <td>最終処分場（第220条第2項の特別徴収義務者にあつては、同項の指定に係る最終処分場）の所在地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>（納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金</p>	税目	課税地	略		狩猟税	狩猟者の登録を受ける機関の所在地	産業廃棄物処分場税	最終処分場（第220条第2項の特別徴収義務者にあつては、同項の指定に係る最終処分場）の所在地	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 狩猟税（第207条 - <u>第210条の2</u>）</p> <p>第4章 雑則（第211条）</p> <p>附則</p> <p>（県税として課する税目）</p> <p>第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）目的税</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>（課税地）</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を管轄する県税事務所において賦課徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">税目</th> <th>課税地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>狩猟税</td> <td>狩猟者の登録を受ける機関の所在地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>（納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）後にその税金</p>	税目	課税地	略		狩猟税	狩猟者の登録を受ける機関の所在地
税目	課税地														
略															
狩猟税	狩猟者の登録を受ける機関の所在地														
産業廃棄物処分場税	最終処分場（第220条第2項の特別徴収義務者にあつては、同項の指定に係る最終処分場）の所在地														
税目	課税地														
略															
狩猟税	狩猟者の登録を受ける機関の所在地														

を納付し、又はその納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)~(12) 略		
(13) 狩猟税	第210条第2項の規定による納期限後に納付する場合の税額	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(14) 産業廃棄物処分場税	ア 第229条第1項の規定により不足金額を納入又は納付する場合の税額	当該不足金額の納期限までの期間又は当該不足金額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 第227条第2項の修正申告書に係る税額	当該修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
	ウ ア又はイに掲げる金額以外の金額	当該金額に係る第222条第1項若しくは第2項又は第226条第1項若しくは第2項の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

2~4 略

5 知事は、第223条第1項の規定により徴収の猶予をした場合においては、その徴収を猶予した産業廃棄物処分場税（不足金額を除く。）に係る第1項の延滞金額中当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（納税管理人の申告等）

第14条 法人等の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉱区税若しくは産業廃棄物処分場税の納税義務者又はゴルフ場利用税若しくは産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者（以下この条及び次条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処

を納付し、又はその納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあつては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)~(12) 略		
(13) 狩猟税	第210条第2項の規定による納期限後に納付する場合の税額	当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

2~4 略

（納税管理人の申告等）

第14条 法人等の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税若しくは鉱区税の納税義務者又はゴルフ場利用税の特別徴収義務者（以下この条及び次条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納税又は納入に関する一切の事項を処理させるため、課税地を管轄する県税事務所の管

理させるため、課税地を管轄する県税事務所の管内（以下この項において「管内」という。）に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、又は管内以外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また同様とする。

2 略

（鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外）

第18条の2 第195条第2項の承認に係る申請、第197条第7項の返納、第198条第1項の申請及び第221条第8項の返却については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第3条の規定は、適用しない。

2 第130条第3項、第197条第1項及び第5項、第198条第4項並びに第221条第4項の交付並びに第197条第6項の書換えに係る交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定は、適用しない。

（自動車税の納期）

第141条 自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 略

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第211条 略

第4節 産業廃棄物処分場税

（産業廃棄物処分場税の趣旨）

第212条 県は、法第731条第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物処分場税を課する。

（用語）

第213条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）産業廃棄物 廃棄物処理法第2条第4項に規定

内（以下この項において「管内」という。）に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申告書を知事に提出し、又は管内以外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてその必要が生じた日から10日以内に規則で定める申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また同様とする。

2 略

（鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の適用除外）

第18条の2 第195条第2項の承認に係る申請、第197条第7項の返納及び第198条第1項の申請については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第3条の規定は、適用しない。

2 第130条第3項、第197条第1項及び第5項並びに第198条第4項の交付並びに第197条第6項の書換えに係る交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条の規定は、適用しない。

（自動車税の納期）

第141条 自動車税の納期は、5月20日から同月31日までとする。

2 略

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第210条の2 略

する産業廃棄物をいう。

- (2) 中間処理産業廃棄物 発生から埋立処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。
- (3) 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供する施設で鳥取県の区域内に所在するものをいう。
- (4) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による知事(鳥取県の知事に限る。)の許可(廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による変更の許可を含む。)を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。

- 2 この節の規定の適用については、最終処分場に搬入される廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物は、産業廃棄物とみなす。

(産業廃棄物処分場税の納税義務者等)

第214条 産業廃棄物処分場税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入(次に掲げる搬入を除く。)に対し、中間処理産業廃棄物以外の産業廃棄物(以下この条において「未処理産業廃棄物」という。)にあつては事業活動に伴って当該搬入に係る未処理産業廃棄物を生じさせた者(以下この条において「排出者」という。)に、中間処理産業廃棄物にあつては産業廃棄物を処分して当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした者(以下「中間処理者」という。)に課する。

- (1) 中間処理者が自ら当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした中間処理産業廃棄物(他の者から搬入された産業廃棄物を処分した後のものを除く。)を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入
- (2) 排出者が自ら生じさせた未処理産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入

(産業廃棄物処分場税の課税免除)

第215条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物処分場税を課さない。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道から生じた汚泥及びその焼却後の燃え殻並びにこれらを処理した後のもの並びに当該汚泥の焼却施設において発生するばいじん
- (2) その他知事が別に定める産業廃棄物

(産業廃棄物処分場税の課税標準)

第216条 産業廃棄物処分場税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。

- 2 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則

で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とみなす。

(産業廃棄物処分場税の税率)

第217条 産業廃棄物処分場税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

(産業廃棄物処分場税の端数計算)

第218条 産業廃棄物処分場税の確定金額に1円未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(産業廃棄物処分場税の徴収方法)

第219条 産業廃棄物処分場税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、中間処理者が自ら当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした中間処理産業廃棄物(他の者から搬入された産業廃棄物を処分した後のものに限る。)を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための搬入(以下「自己搬入」という。)に対し産業廃棄物処分場税を課する場合には、申告納付の方法による。

(産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者)

第220条 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

2 知事は、特に必要があると認める場合には、最終処分業者以外の徴収の便宜を有する者を産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者として指定することができる。

3 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者は、その埋立処分の用に供する最終処分場(前項の産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者にあつては、同項の指定に係る最終処分場)への産業廃棄物の搬入に対して課する産業廃棄物処分場税を徴収しなければならない。

(産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録)

第221条 前条第1項の規定によって産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者となるべき者は、最終処分場において埋立処分を業として開始しようとする日の5日前までに、産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録を最終処分場ごとに知事に申請しなければならない。

2 前条第2項の規定によって産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての指定を受けた者は、当該指定を受けた日から3日以内に、産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録を最終処分場ごとに知事に申請しなければならない。

3 前2項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項(前項の登録を申請する場

合にあっては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
 - (2) 最終処分場の所在地及び名称
 - (3) 最終処分場の規模
 - (4) 事業開始年月日
 - (5) その他知事が必要であると認める事項
- 4 知事は、第1項又は第2項の登録の申請があった場合には、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物処分場税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付するものとする。
- 5 前項の証票の様式は、規則で定める。
- 6 第4項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 7 第4項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 8 第4項の証票の交付を受けた者は、最終処分場に係る産業廃棄物処分場税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内にその証票を知事に返さなければならない。
- 9 第1項又は第2項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から5日以内に、登録の変更を申請しなければならない。
- 10 前項の登録の変更を申請する場合において提出すべき申請書には、第3項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(産業廃棄物処分場税の申告納入)

第222条 産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内において徴収すべき産業廃棄物処分場税について、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、課税標準となる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、最終処分場において業として行う埋立処分を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき当該廃止又は休止に係る最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物処分場税について、これを申告納入しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	翌年の1月31日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間及び期限を指定することができる。

(産業廃棄物処分場税の徴収猶予)

第223条 知事は、産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物処分場税の全部又は一部を前条第1項又は第2項の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物処分場税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

2 前項の規定による徴収の猶予を申請する産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 法第15条第4項及び第15条の3の規定は、第1項の規定による徴収の猶予について準用する。

4 第1項の規定により徴収を猶予した産業廃棄物処分場税に係る徴収金については、法第733条の22第2項の期間は、その猶予した期間の末日から20日以内とする。

(産業廃棄物処分場税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第224条 知事は、産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物処分場税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物処分場税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物処分場税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条第1項の規定により徴収を猶予しているときその他その産業廃棄物処分場税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定により還付又は納入義務の免除を申請する産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により産業廃棄物処分場税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当す

ることができる。

4 知事は、第1項の規定による申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請があった日から60日以内に産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者に通知しなければならない。

(産業廃棄物処分場税の納税義務者としての登録)

第225条 第219条ただし書の規定によって産業廃棄物処分場税を申告納付すべき者(以下「産業廃棄物処分場税の納税義務者」という。)は、自己搬入を開始しようとする日の5日前までに、産業廃棄物処分場税の納税義務者としての登録を最終処分場ごとに知事に申請しなければならない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処分場税の納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 最終処分場の所在地及び名称
- (3) 最終処分場の規模
- (4) 自己搬入の開始年月日
- (5) その他知事が必要であると認める事項

3 知事は、第1項の登録の申請があった場合には、その申請をした者を産業廃棄物処分場税の納税義務者として登録するとともに、その旨をその者に対し通知するものとする。

4 第1項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合には、その変更を生じた日から5日以内に、登録の変更を申請しなければならない。

5 前項の登録の変更を申請する場合において提出すべき申請書には、第2項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(産業廃棄物処分場税の申告納付)

第226条 産業廃棄物処分場税の納税義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内における自己搬入に係る産業廃棄物処分場税について、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、課税標準となる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおける当該廃止し、又は休止した最終処分場への自己搬入に対して課する産業廃棄物処分場税について、これを申告納付しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日

7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	翌年の1月31日

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間及び期限を指定することができる。

(産業廃棄物処分場税の期限後申告及び修正申告納付)
第227条 産業廃棄物処分場税の納税義務者は、前条第1項又は第2項の納期限後においても、次条に規定する決定の通知があるまでは、前条第1項の規定によって申告納付することができる。

- 2 前条第1項、前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した産業廃棄物処分場税の納税義務者又は法第733条の16第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた産業廃棄物処分場税の納税義務者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準となる重量又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(産業廃棄物処分場税に係る更正及び決定に関する通知)
第228条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、法第733条の18第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(産業廃棄物処分場税に係る不足金額等の納入等の手続)
第229条 前条の通知書を受領した産業廃棄物処分場税の納税義務者又は特別徴収義務者(次条において「納税義務者等」という。)は、不足金額(法第733条の17第1項に規定する不足金額をいう。次条において同じ。)、過少申告加算金額(法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第3項に規定する不申告加算金額をいう。))又は重加算金額(法第733条の19第1項又は第2項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納入書又は納付書によってこれらを納入し、又は納付しなければならない。

- 2 前項の不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

(産業廃棄物処分場税に係る帳簿等の保存義務)
第230条 納税義務者等は、最終処分場への産業廃棄物

の搬入について次に掲げる事項を記載した帳簿又はこれらの事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）若しくは電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）を、当該記載し、又は記録した産業廃棄物の搬入に係る第222条第1項若しくは第2項又は第226条第1項若しくは第2項の納期限の翌日から5年間保存しなければならない。

- (1) 年月日ごとの搬入された産業廃棄物の重量
- (2) 前号の産業廃棄物のうち課税対象とならない搬入に係るものの重量及びその理由
- (3) その他知事が必要と認める事項

(産業廃棄物処分場税の用途)

第231条 知事は、県に納入し、又は納付された産業廃棄物処分場税額から産業廃棄物処分場税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てなければならない。

(産業廃棄物処分場税の適用期間)

第232条 産業廃棄物処分場税は、平成18年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。

第4章 雑則

(委任)
第233条 略

第4章 雑則

(委任)
第211条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県産業廃棄物処分場税条例の廃止)

2 鳥取県産業廃棄物処分場税条例（平成14年鳥取県条例第55号）は、廃止する。

(鳥取県産業廃棄物処分場税条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鳥取県産業廃棄物処分場税条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

